

# 札幌市地域福祉社会計画の概要及び今後の審議会スケジュール

## 1 計画の概要及び位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条（策定努力義務規定）に基づく市町村地域福祉計画であり、本市では平成 7 年度に第 1 期計画を策定し、現計画は第 4 期目（2018～2023）の計画である。

次期計画は、本市の総合計画である「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン（R4-R13）」の基本的な方向性を踏まえた地域福祉分野の個別計画として位置づける。

## 2 計画期間

本市における他の保健福祉施策に係る部門別計画は、計画期間を 3 年または 6 年としていること、また、計画期間の始期を揃えて策定していることを踏まえて、次期計画も 6 年間（令和 6 年度～令和 11 年度）を計画期間とする。

## 3 次期計画の内容

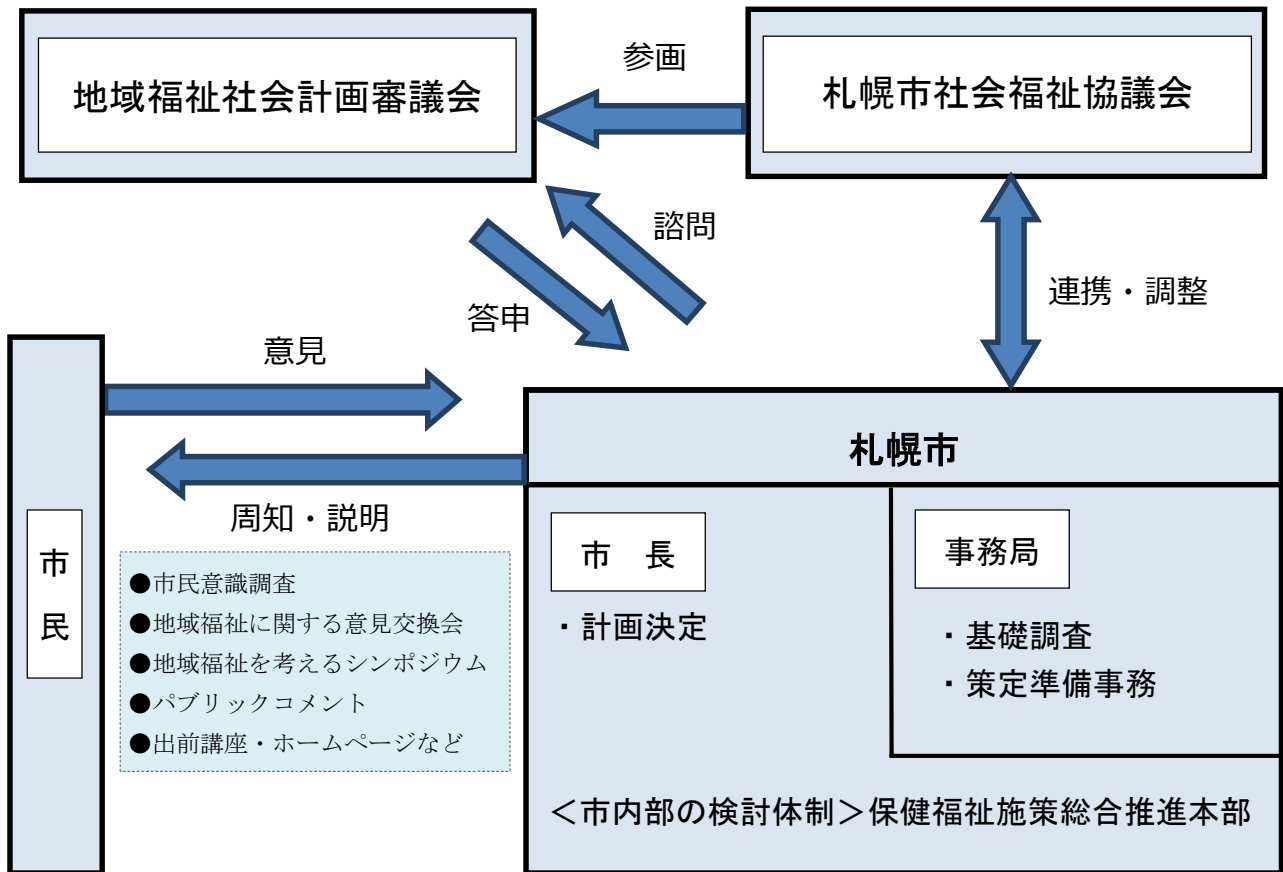
札幌市まちづくり戦略ビジョン及びその中期実施計画であるアクションプラン、他の保健福祉部門の計画及び札幌市社会福祉協議会が策定する「さっぽろ市民福祉活動計画」との整合性に留意する。また、社会福祉法第 107 条において計画に盛り込むべきとされた以下の事項を念頭に置いた内容とする。

### 【社会福祉法において盛り込むべきとされる事項】

- ・ 地区における高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、その他福祉に関して共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 包括的な支援体制の整備

※市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする（社会福祉法第 107 条 2 項）

#### 4 札幌市地域福祉社会計画策定体制



#### 5 策定スケジュール

時期	札幌市地域福祉社会計画審議会	札幌市	市民意見	
令和4年	7月	↑ 随時、庁内関係部局 及び札幌市社会福祉協議会と連携、情報共有	市民意識調査発送	
	9月			R4年度第1回審議会 ・委員長等の選出 ・計画策定スケジュール
	11月			第2回審議会
令和5年	12月	↓ 保健福祉施策総合推進本部会議 企画調整会議 市長副市長会議 厚生委員会	市民意識調査報告書発行	
	3月		第3回審議会 ・骨格案の検討	地域福祉に関する意見交換会
	6月		R5年度第1回審議会 ・素案の検討	地域福祉を考えるシンポジウム
	7月		第2回審議会 ・計画案の検討	パブリックコメント
	8月			
	9月			
	10月		第3回審議会 ・計画案の確定	
	11月			
	12月			
	令和6年		2月	計画策定(市長決裁)